

福岡市自転車駐車場（早良区）

道路下水道局自転車課

通勤・通学を目的とした自転車利用者の利便性の向上と違法駐輪の防止を目的に設置された自転車駐車場です。

(1)休業日 なし

(2)開場時間

③④⑤⑦：午前6時から午後10時まで

②⑥⑫⑯：終日

上記以外：午前6時から翌日午前0時30分まで

(3)施設の利用実績（令和4年度）

駐車場利用台数 2,055,315台

1日平均利用台数 5,631台

(4)指定期間

令和7年4月1日～令和11年3月31日
までの4年間

対象施設一覧（早良区）

①西新駅中央自転車駐車場

②西新駅東自転車駐車場

③西新駅西自転車駐車場

④西新駅南自転車駐車場

⑤西新駅北自転車駐車場

⑥西新駅路上自転車駐車場

⑦藤崎駅第1自転車駐車場

⑧藤崎駅第2自転車駐車場

⑨室見駅前自転車駐車場

⑩室見駅南自転車駐車場

⑪野芥駅自転車駐車場

⑫野芥駅路上自転車駐車場

⑬賀茂駅南自転車駐車場

⑭賀茂駅北自転車駐車場

⑮次郎丸駅自転車駐車場

⑯次郎丸駅路上自転車駐車場

①西新駅中央自転車駐車場

所在地	福岡市早良区西新4丁目3
電話番号	092-847-3050
供用開始日	平成8年10月14日
構造	鉄骨2層
面積	950㎡
収容台数	1016台 うち原付（～50cc）86台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



②西新駅東自転車駐車場

所在地	福岡市早良区西新2丁目10
電話番号	なし
供用開始日	昭和60年3月13日
構造	平面
面積	73m ²
収容台数	60台 うち原付（～50cc）10台
管理員配置	なし
管理人室	なし（⑤西新駅北に常駐）
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり（①西新駅中央で発行）

【外観】



【周辺図】



③西新駅西自転車駐車場

所在地	福岡市早良区西新5丁目15
電話番号	092-821-8595
供用開始日	昭和57年4月1日
構造	平面
面積	754m ²
収容台数	200台 うち原付・自動二輪（～125cc）30台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり（①西新駅中央で発行）

【外観】



【周辺図】



④西新駅南自転車駐車場

所在地	福岡市早良区西新4丁目5
電話番号	092-845-1049
供用開始日	昭和61年10月1日
構造	平面
面積	374m ²
収容台数	290台 うち原付（～50cc）20台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり（①西新駅中央で発行）

【外観】



【周辺図】



⑤西新駅北自転車駐車場

所在地	福岡市早良区西新3丁目1
電話番号	092-847-3054
供用開始日	平成15年4月1日
構造	平面
面積	1,182m ²
収容台数	484台 うち原付・自動二輪（～125cc）31台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり（①西新駅中央で発行）

【外観】



【周辺図】



⑥西新駅路上自転車駐車場

所在地	福岡市早良区西新1・2・3・4丁目
電話番号	なし
供用開始日	平成14年3月25日
構造	平面
面積	235m ²
収容台数	210台 うち原付・自動二輪（～125cc）0台
管理員配置	なし
管理人室	なし
駐輪場種別	機械式駐輪機
定期券	なし

【外観】



【周辺図】



⑦藤崎駅第1自転車駐車場

所在地	福岡市早良区百道2丁目2
電話番号	なし
供用開始日	昭和56年12月4日
構造	平面
面積	220m ²
収容台数	150台 うち原付（～50cc）72台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり（⑧藤崎駅第2で発行）

【外観】



【周辺図】



⑧ 藤崎駅第2自転車駐車場

所在地	福岡市早良区百道2丁目7
電話番号	092-831-8809
供用開始日	昭和58年3月22日
構造	平面
面積	1,602m ²
収容台数	822台 うち原付・自動二輪（～125cc）0台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑨ 室見駅前自転車駐車場

所在地	福岡市早良区室見1丁目6
電話番号	092-851-2757
供用開始日	昭和60年10月1日
構造	平面
面積	856m ²
収容台数	719台 うち原付（～50cc）34台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑩ 室見駅南自転車駐車場

所在地	福岡市早良区室見5丁目14
電話番号	092-845-2402
供用開始日	昭和63年4月1日
構造	鉄骨6層
面積	559m ²
収容台数	726台 うち原付（～50cc）50台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑪野芥駅自転車駐車場

所在地	福岡市早良区野芥2丁目1
電話番号	092-866-2080
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	264m ²
収容台数	128台 うち原付（～50cc）11台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	精算機式（磁気式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑫野芥駅路上自転車駐車場

所在地	福岡市早良区野芥1・2丁目
電話番号	なし
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	372m ²
収容台数	362台 うち原付・自動二輪（～125cc）0台
管理員配置	なし
管理人室	なし
駐輪場種別	精算機式（磁気式）
定期券	あり（⑪野芥駅で発行）

【外観】



【周辺図】



⑬ 賀茂駅南自転車駐車場

所在地	福岡市早良区賀茂3丁目26
電話番号	092-866-2081
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	570m ²
収容台数	241台 うち原付・自動二輪（～125cc）23台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑭ 賀茂駅北自転車駐車場

所在地	福岡市早良区賀茂3丁目25
電話番号	なし
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	208m ²
収容台数	162台 うち原付・自動二輪（～125cc）0台
管理員配置	あり
管理人室	なし
駐輪場種別	券売機式（紙式）
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑮次郎丸駅自転車駐車場

所在地	福岡市早良区次郎丸4丁目1
電話番号	092-866-2082
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	385m ²
収容台数	188台 うち原付・自動二輪（～125cc）20台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	精算機式（磁気式） ※令和5年10月1日付で券売機式（紙式）に変更予定
定期券	あり

【外観】



【周辺図】



⑩次郎丸駅路上自転車駐車場

所在地	福岡市早良区次郎丸1丁目9
電話番号	なし
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	34㎡
収容台数	30台 うち原付・自動二輪（～125cc）0台
管理員配置	なし
管理人室	なし
駐輪場種別	精算機式（磁気式） ※令和5年10月1日付で券売機式（紙式）に変更予定
定期券	あり（⑪次郎丸駅で発行）

【外観】



【周辺図】



分類	作業の種類		頻度
①管理業務	ア 統括管理業務	管理運営業務全般の統括	毎日
		市との連絡調整	随時
		報告書類等作成業務	随時
	イ 一般管理業務	自転車及び原動機付自転車等の駐車場への入出場の許可	毎日
		定期利用申請・解約の受付	随時
		駐車料減免制度の受付 ※2	随時
		駐輪場の開門及び閉門	毎日
		車両の誘導・案内	毎日
		場内の巡回及び駐車車両の監視	毎日
		車両混雑時等の場内外の整理	毎日
		事故，苦情等対応	随時
	ウ 施設設備管理業務	不法，不良行為の警戒及び排除	随時
		施設設備，備品の維持管理（日常点検，巡回）	随時
		駐輪場内，施設設備，備品の清掃	毎日
設備機器の保守点検（駐輪機器・ベルコン）		年2回	
②料金徴収等業務	設備機器の保守点検（消防設備）	年2回	
	定期券・回数券・一時利用券の駐車料の徴収 ※1	毎日	
	駐車料金の徴収保管	毎日	
③その他 （ア，イに定めるもののほか指定管理者 提案による業務）	徴収金の振込	毎日	
	指定管理者が提案した業務及び報告	随時	
	提案業務の成果を検証するために必要な資料作成等	随時	

■ 駐車料金一覧表（※1）

利用の種別		利用期間	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車
定期利用	学生	1月	1,200円	1,800円
		3月	3,400円	5,100円
		6月	6,400円	9,700円
	一般	1月	1,900円	2,900円
		3月	5,400円	8,200円
		6月	10,200円	15,600円
一時利用		1日(1回)	100円	150円
回数券(11枚つづり)			1,000円	1,500円

■ 駐車料の減免に関すること（※2）

<半額>

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者が利用するとき
- ・療育手帳，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき

<市長が必要と認める額>

- ・市長が特別の理由があると認めたとき